

決 議

長野県の町村は、小規模自治体が多く、人口減少と高齢化が顕著であるなか、高齢者福祉対策や子育て支援対策など住民と協働しながら活力と魅力ある地域づくりに力を注いでいるところである。

しかしながら、町村は、地方交付税の削減や経済不況の影響による税収減等歳入不足、過疎化・高齢化による耕作放棄地の増加や森林の荒廃、集落の衰退等、行財政運営が大きな試練にさらされている。

政府の第29次地方制度調査会では、本年6月に、平成11年以来行なわれてきた合併推進運動を、現行合併特例法の期限である平成22年3月末までで一区切りとする答申をまとめた。

基礎自治体のあり方について、我が国の国土、歴史、地域事情などを考えれば、多様な町村が存在することは自明の理であり、全国一律に人口規模や経済効率だけの単なる数字合わせの自治体をつくるという、あたかも道州制を前提とした議論は、地方分権の流れに逆行するものであり、到底納得のいくものではない。

今こそ、国においては、都市と地方の格差を是正し、地方分権改革推進法の基本理念に沿って国と地方が役割を分担しながら国全体の活性化を図るべきである。

「町村の繁栄こそが、日本全体の繁栄の原点」であり、小規模といえども、町村が将来にわたり住民の要望に応えていくためには、町村自治の確立とその前提となる財政基盤の強化が不可欠であることから、下記事項の実現を図るよう強く要請する。

記

- 1 地方分権改革推進法の理念に沿って地方分権改革を推進すること
- 1 地方交付税の持つ財源調整機能・財源保障機能を堅持するとともに、三位一体改革において削減された地方交付税を復元・増額すること
- 1 過疎地域の振興が図れるよう新たな過疎対策法を制定すること
- 1 少子・高齢化の進行に対応した医療・保健・福祉施策を推進すること
- 1 活力ある農業・農村の再生と食料自給率の向上に向け農業・農村対策を推進すること
- 1 森林の持つ多面的機能を発揮できるよう森林・林業対策を推進すること
- 1 住民生活及び地域の発展に不可欠な地方の道路整備を推進すること

以上決議する。

平成 21 年 10 月 19 日

長野県町村会第 9 回定期総会